

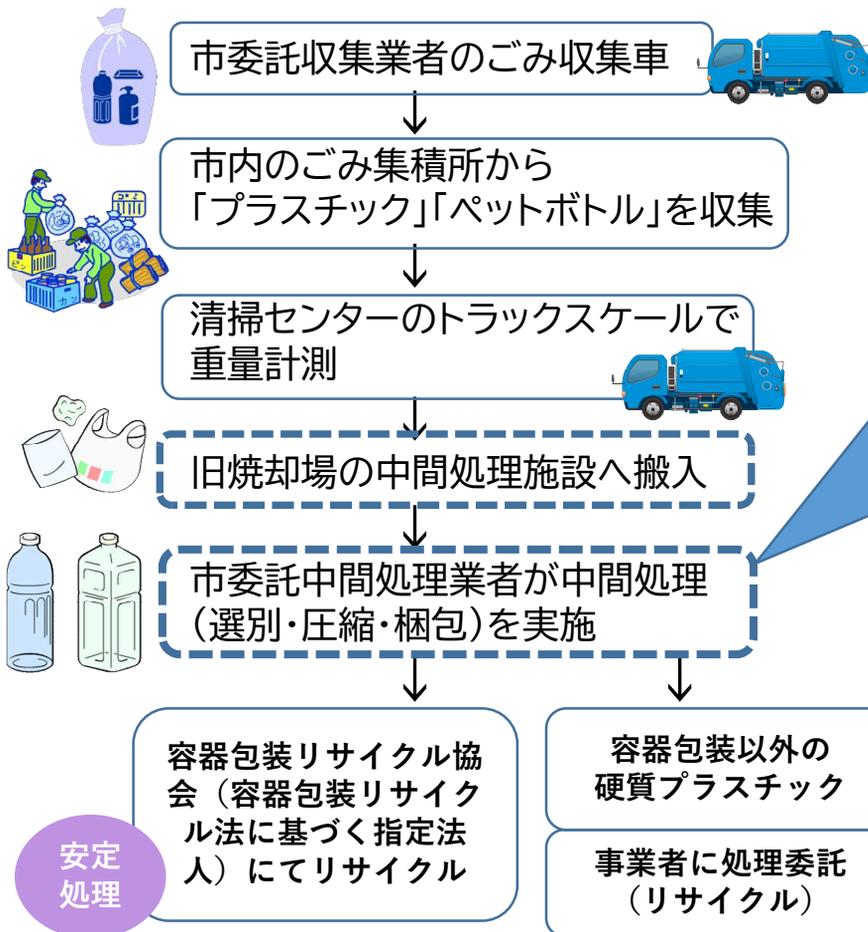
プラスチック・ペットボトルの中間処理方法の検討（現状報告）

◇検討が必要な理由

プラスチック・ペットボトルは旧焼却場の跡地を使用した中間処理施設で民間事業者
に処理を委託しています。旧焼却場跡地は広域処理施設の建設地であるため、令和6年
度からの広域処理施設建設工事(解体含む)の着工に伴い、現中間処理施設を撤去する
必要があります。それに伴い新しいプラスチック・ペットボトルの中間処理方法を検討す
る必要があります。



◇現在のプラスチック・ペットボトルの処理方法



リサイクルを行うために必要な中間処理(選別・圧縮・梱包)を行うためには専用の設備が必要です。

現中間処理施設は、令和6年度から始まる新しいごみ焼却場建設工事のために、令和5年度中に撤去しなくてはなりません。

新しい中間処理方法を検討しました

プラスチック・ペットボトルの中間処理方法の検討①

既存の中間処理施設を所有している会社に、収集車が直接搬入することを検討しました。

メリット

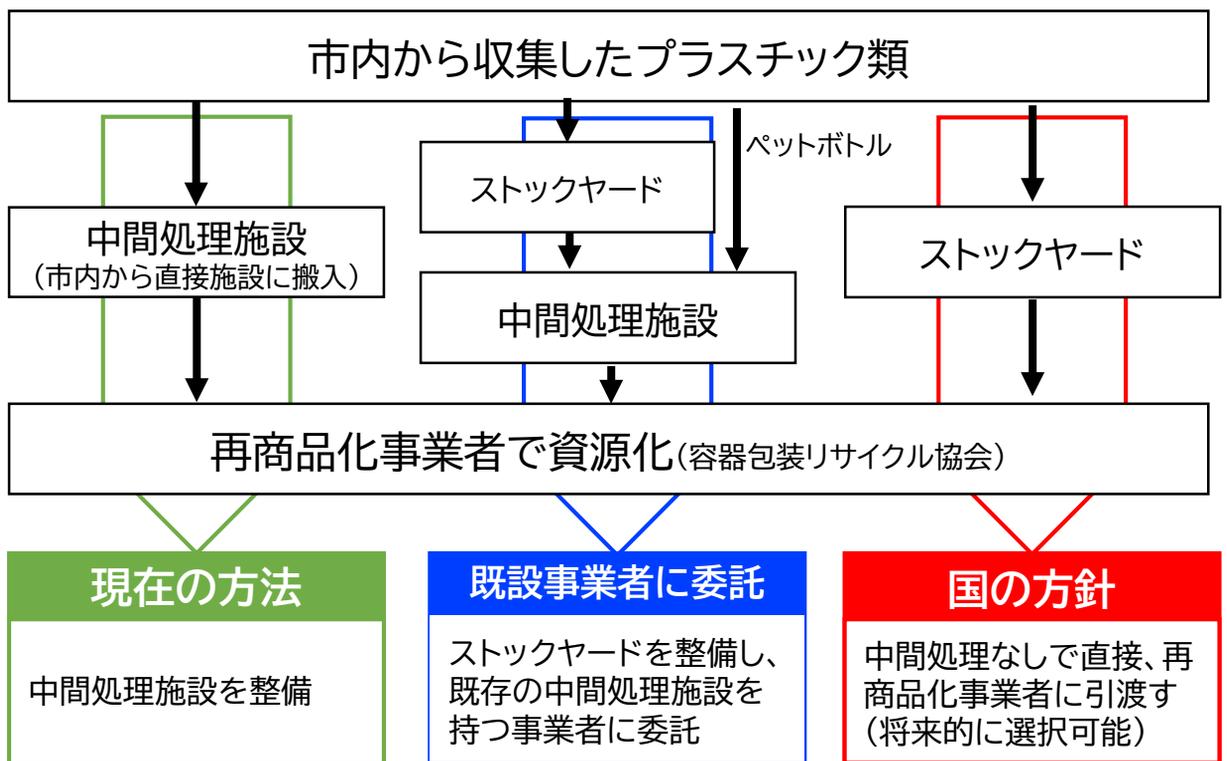
- ・新たな施設を整備する必要がない
→施設整備費用・事務負担、整備期間、施設管理費用が必要ない

デメリット

- ・収集運搬体制の変更
市外施設の場合運搬距離が長くなる
- ・使用市区町村の都合に従う必要がある

プラスチック・ペットボトルの中間処理方法の検討②

市で搬入施設(中間処理施設またはストックヤード)を整備することを検討しました。中間処理の方法の候補及び社会情勢変化として、以下のことが考えられます。



(1) 中間処理施設整備とストックヤード整備の比較

① 中間処理施設を整備

市所有の土地に、市あるいは民間事業者が中間処理施設を整備し、処理委託する。

メリット

- ・現在と変わらない体制で運用できる
- ・収集運搬体制に影響がない

デメリット

- ・施設整備費が必要になる。
- ・事業者の経営状況で不安定になる
- ・事業者との交渉が必要になる

② スtockヤードを整備（遠方に施設を持つ事業者に処理委託）

市内から収集したプラスチックをストックヤードに仮置きして、業者に運搬・処分を委託する。
※ペットボトルは、新座市に所在する事業者に直接搬入することで委託する。

メリット

- ・中間処理施設整備に比べ建設費が安い
- ・国の方針に柔軟に対応できる
- ・委託先の選択肢が増える

デメリット

- ・地盤改良に一時的に費用がかかる
- ・遠方の事業者への運搬コストがかかる

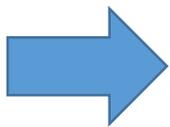
(2) 今後プラスチック・ペットボトルの処理方法を変更する可能性について

① プラスチック資源循環推進法の施行

2022年から施行を予定している新法の中で、国は市町村による中間処理業務を簡略化することを目指しています。主務大臣が認定した場合に、中間処理せず直接、再商品化事業者へ引渡すことができるようになります。

② 朝霞市との広域処理の可能性

ごみ処理広域化基本構想に、『令和10年(2028年)度稼働予定の広域処理施設を整備した後は、朝霞市にびん・かん、プラスチック・ペットボトルの処理施設(広域化再資源化施設)を整備することを想定します。』とあります。



今後プラスチック・ペットボトルの処理方法・処理施設を変更する可能性があることを考慮する必要があります。

まとめ

中間処理施設を新たに整備する場合は、10年以上一定の事業者[※]に委託する他に選択肢がなくなるため、社会情勢の変化に対応することができなくなります。

今後、プラスチック・ペットボトルの処理方法を変更する可能性があることを考えると整備はストックヤードに留め、柔軟に対応できるように備える方が良いと考えられます。

また、ストックヤードのメリットとして、再商品化事業者(容器包装リサイクル協会ルート)以外にも、直接、事業者[※]に委託する選択肢もあるため、委託先の幅が大きく広がり、安定に処理することができます。

一方、既存の中間処理施設へ直接搬入する方法は、収集運搬体制の影響のみで、柔軟に処理方法の変更できるため現状に最も適した方法であると考えられます。

プラスチックについては、既存の中間処理施設を持つ会社が近隣にないため、現在の収集体制では実施が困難、かつ運搬距離から輸送コストがかかるためデメリットが大きく影響します。

ペットボトルについては、既に他の市町村のペットボトル中間処理をしている会社が近隣にあるため、デメリットで考えられる、収集体制の影響や運搬距離、所在する自治体への配慮等が最小限であるため、中間処理施設へ直接搬入する方法が最善と考えられます。

～ 結論として ～

プラスチック

新たに中間処理施設を整備することはせず、ストックヤードのみ整備し、中間処理を外部事業者[※]に委託する。

ペットボトル:

近隣の中間処理施設へ直接搬入する。

上記方針とし、調整を進めます。